

認 定 書

国 住 指 第 1 4 5 9 号
平成 25 年 8 月 21 日

大建工業株式会社
代表取締役社長 澤木 良次 様

国土交通大臣 太田 昭宏



下記の構造方法等については、建築基準法第 68 条の 26 第 1 項（同法第 88 条第 1 項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、同法施行令第 46 条第 4 項の表 1 の（八）項の規定に適合するものであることを認める。

記

1. 認定番号
FRM-0459
2. 認定をした構造方法等の名称
面材厚さ 12.5 mm 火山性ガラス質複層板／ねじ DTSN4228／ねじピッチ：外周部@75 mm、中通り@150 mm／上下受材・大壁床勝ち仕様／木造軸組耐力壁
3. 認定をした構造方法等の内容
2.4 の倍率を有する軸組と同等以上の耐力を有する軸組
別添の通り

（注意）この認定書は、大切に保存しておいてください。

1. 構造方法等の名称

面材厚さ 12.5mm 火山性ガラス質複層板／ねじ DTSN4228 (JIS B 1125) ／ねじピッチ：
外周部@75mm、中通り@150mm／上下受材・大壁床勝ち仕様／木造軸組耐力壁

2. 構造の概要

(1) 面材等の概要

a. 名称及び規格

名称：火山性ガラス質複層板（以下「面材」と称す。）

規格：JIS A 5440*1 化粧加工の区分：F 密度区分：B

*1：JIS A 5440 最終改正 2009 年 7 月 20 日時点の規格に適合すること。

b. 構成材料

面材の構成材料を表 2-1 に示す。

表 2-1 構成材料

構成材料	組成
表裏層：ロックウール粒状綿	53±5%
無機質充てん材	33±3%
有機系結合剤	11±2%
有機繊維	3±1%
ワックス系サイズ剤（外割）	0.1%
芯層：軽量骨材	
（火山性ガラス質発泡体）	79±2%
有機系結合剤	18±2%
有機繊維	3±1%
ワックス系サイズ剤（外割）	0.1%
表面塗装：無機質系充てん材混入合成樹脂塗装	165±25g/m ² （固形分）
裏面塗装：無機質系充てん材混入合成樹脂塗装	40±10g/m ² （固形分）

c. 寸法及び許容差

面材の寸法及び許容差を表 2-2 に示す。

表 2-2 寸法及び許容差

	高さ (mm)	幅 (mm)	厚さ (mm)
寸法	2,420	900	12.5
	2,730	910	
	3,030	960	
		1,000	
許容差	±3.0	±2.0	±0.7

(2) 軸組等の仕様

軸組等の仕様を表 2-3 に示す。

表 2-3 軸組等の仕様

単位：mm

項 目	仕 様
土台	建築基準法施行令第3章3節（第48条は除く）に適合 断面寸法105×105以上
柱	建築基準法施行令第3章3節（第48条は除く）に適合 断面寸法105×105以上
桁、梁及び横架材	建築基準法施行令第3章3節（第48条は除く）に適合 断面寸法105×105以上
間柱	建築基準法施行令第3章3節（第48条は除く）に適合 断面寸法27×60以上
継手間柱	建築基準法施行令第3章3節（第48条は除く）に適合 断面寸法45×60以上
軸組の仕口	平成12年建設省告示第1460号に基づく

(3) その他の部材の仕様

その他の部材の仕様を表 2-4 に示す。

表 2-4 その他の部材の仕様

単位：mm

項 目	仕 様
床下地板	木質系材料 厚さ12～30
上部受材	スギ無等級材 以上 断面寸法（厚さ×幅） 45×45以上
下部受材	スギ無等級材 以上 断面寸法（厚さ×幅） 45×45以上

(4) 接合具の仕様

接合具を表 2-5 に示す。

表 2-5 接合具の仕様

接合箇所	仕 様
面材－軸組 面材－上部受材 面材－下部受材	ドリリングタッピンねじ DTSN4228 (JIS B 1125 ^{*2}) 頭部の形状：トランペット 呼び径 : 4.2mm 呼び長さ : 28mm
上部受材－軸組 下部受材－床下地材－軸組	長さ90mm以上の鉄丸くぎ (JIS A 5508 ^{*3}) 又は太め鉄丸くぎ (JIS A 5508 ^{*3})

*2 JIS B 1125「ドリリングタッピンねじ」は最終改正 2003 年 4 月 20 日に適合すること

*3 JIS A 5508「くぎ」は最終改正 2009 年 7 月 20 日に適合すること

(5) 構造説明図等

製品図を図 2-1 に示す。

面材表面の長さ方向には、ねじ打ち位置を示すネイルラインを印刷する。

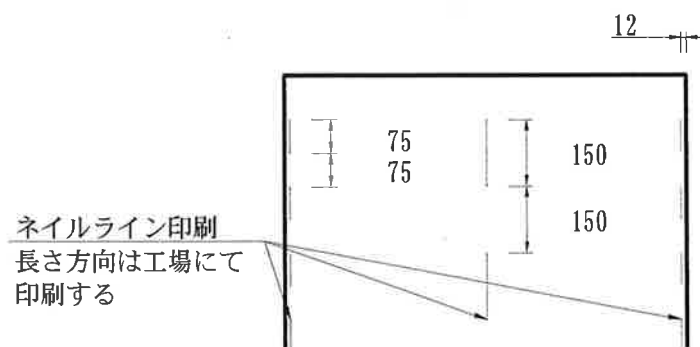


図 2-1 製品図例 (単位: mm)

3. 耐力壁の適用範囲

- (1) 当該耐力壁の適用範囲は、建築基準法施行令第40条～第49条（ただし、第48条第2項は除く）に準拠した木造軸組とする。
- (2) 当該耐力壁は、木造軸組の屋内に面する部分及び常時湿潤状態となる恐れのない部分に使用するものとする。
- (3) 当該耐力壁を建築基準法施行令第46条第4項表1に掲げる壁又は昭和56年建設省告示第1100号に掲げる壁と併用する場合は、5を限度としてそれぞれの倍率を加算できるものとする。

4. 耐力壁の施工仕様の概要

(1) 軸組材等

- a. 面材の取り付く柱若しくは継手間柱の間隔（芯々間寸法）は、900mm～1,000mmとする。面材の継手部分には柱又は継手間柱を設ける。柱又は継手間柱と間柱の間隔（芯々間寸法）は450mm～500mmとする。
- b. 横架材間の内法寸法は、2,300mm～2,900mmとする。
- c. 間柱及び継手間柱端部の留め付け方法は、鉄丸くぎ N75 (JIS A 5508) 2本斜め打ちとする。
- d. 上部受材は、柱、継手間柱及び間柱間に配置し、「長さ90mm以上の鉄丸くぎ (JIS A 5508) 又は太め鉄丸くぎ (JIS A 5508)」を用いて横架材に留め付ける。
- e. 上部受材の留付け位置は、150mm以下の間隔で3箇所以上とする。
- f. 下部受材は、柱、継手間柱及び間柱間に配置し、「長さ90mm以上の鉄丸くぎ (JIS A 5508) 又は太め鉄丸くぎ (JIS A 5508)」を用いて床下地板を介して土台その他の横架材に留め付ける。
- g. 下部受材の留付け位置は、150mm以下の間隔で3箇所以上とする。
- h. 上下受材と釘の幅方向の縁距離は20mm以上、かつDTSN4228と干渉しない距離とする。

(2) 面材の取り付け方

- a. 面材は、横架材間を1枚の縦張りとする。
- b. 面材の柱、継手間柱及び間柱への留め付けは直張りとし、土台又はその他の横架材への留め付けは上部受材及び下部受材を介して行う。
- c. 上部受材及び下部受材への面材のかかり代は30mm以上とする。
- d. 面材下端部と床下地板のクリアランスは10～15mmとする。
- e. 面材の留め付けには、ドリリングタッピンねじ DTSN4228 (JIS B 1125) を用いる。
ねじ相互の間隔は、外周部で75mm以下、中通り部で150mm以下とし、柱、継手間柱、間柱、上部受材及び下部受材に留め付ける。
- f. 面材を留め付けるねじの縁端距離は、12mm(±2mm)とする。
- g. 面材の外周高さ方向に留め付けるねじの本数は下式により求める。なお、式により求めた本数は小数点第一位を切り上げた値とする。

$$(H_1 - 2H_2) / 75\text{mm} + 1 \quad (\text{本})$$

H_1 : 面材高さ

$$H_2: \text{縁端距離} = 12\text{mm} (\pm 2\text{mm})$$

- h. 面材の外周幅方向に留め付けるねじの本数は下式により求める。なお、式により求めた本数は小数点第一位を切り上げた値とする。

$$(V_1 - 2V_2) / 75\text{mm} + 1 \quad (\text{本})$$

V_1 : 面材幅

$$V_2: \text{縁端距離} = 12\text{mm} (\pm 2\text{mm})$$

- i. 面材の中通り部に留め付けるねじの本数は下式により求める。なお、式により求めた本数は小数点第一位を切り捨てた値とする。

ただし、面材外周部に留め付けるくぎの本数は算入しないものとする。

$$(H_1 - 2H_2) / 150\text{mm} - 1 \quad (\text{本})$$

H_1 : 面材高さ

$$H_2: \text{縁端距離} = 12\text{mm} (\pm 2\text{mm})$$

(3) その他の施工仕様

- a. 床下地板は、厚さ12mm～30mmに加工された木質系材料を土台又はその他の横架材と下部受材間に設ける。

(4) 施工図

施工図を図2-2～図2-4に示す。

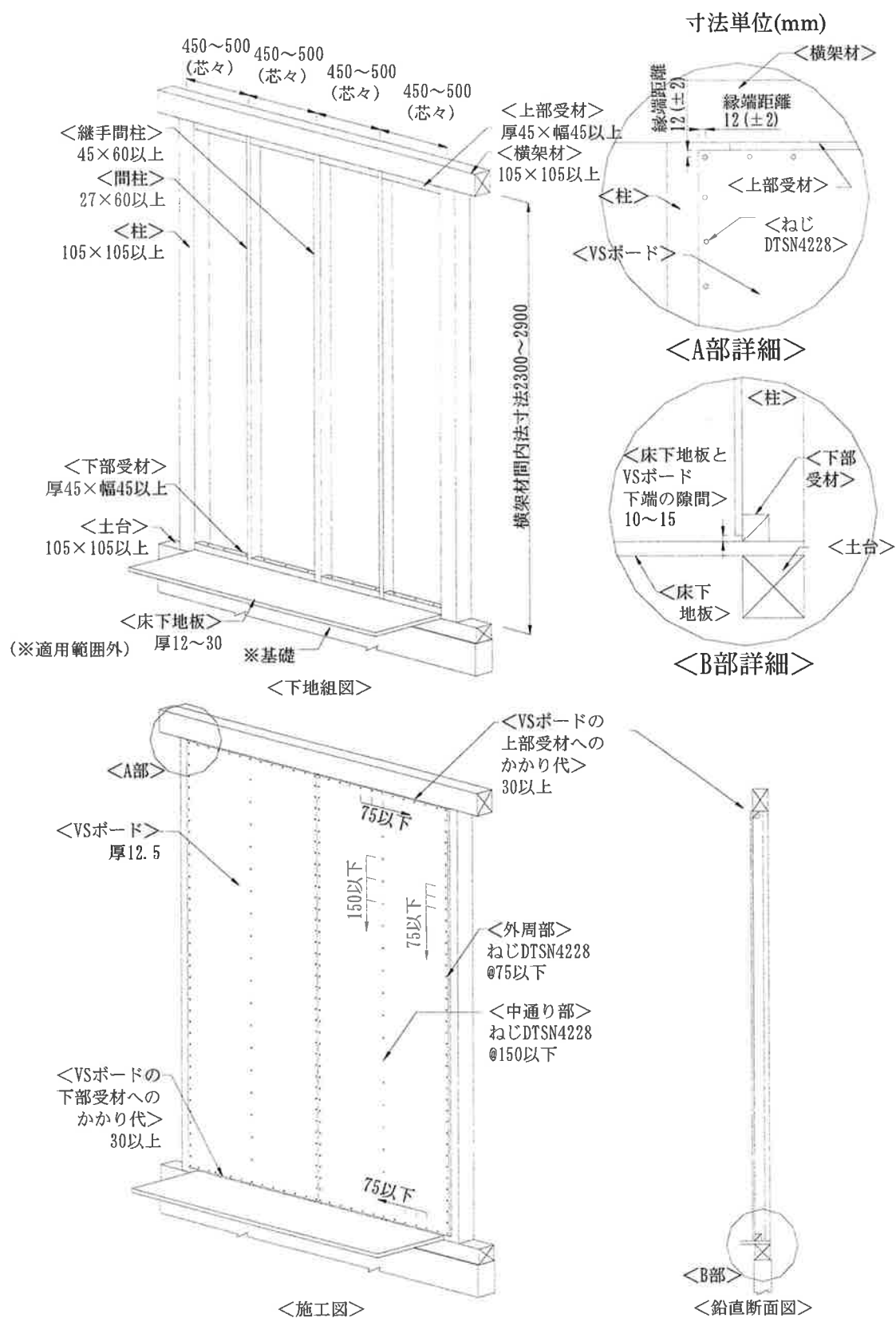


図 2-2 施工図

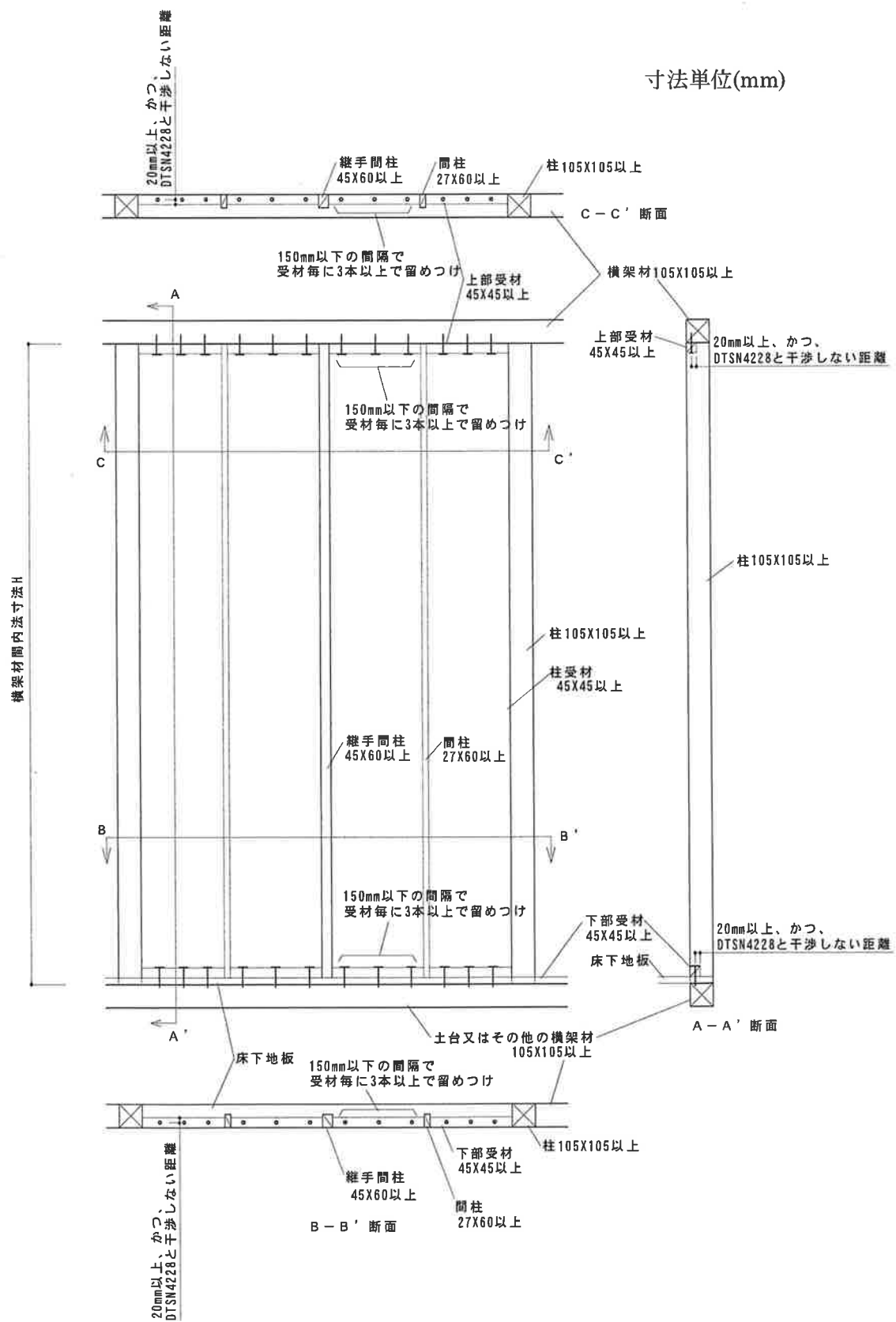


図 2-3 上部受材及び下部受材の軸組への留付け

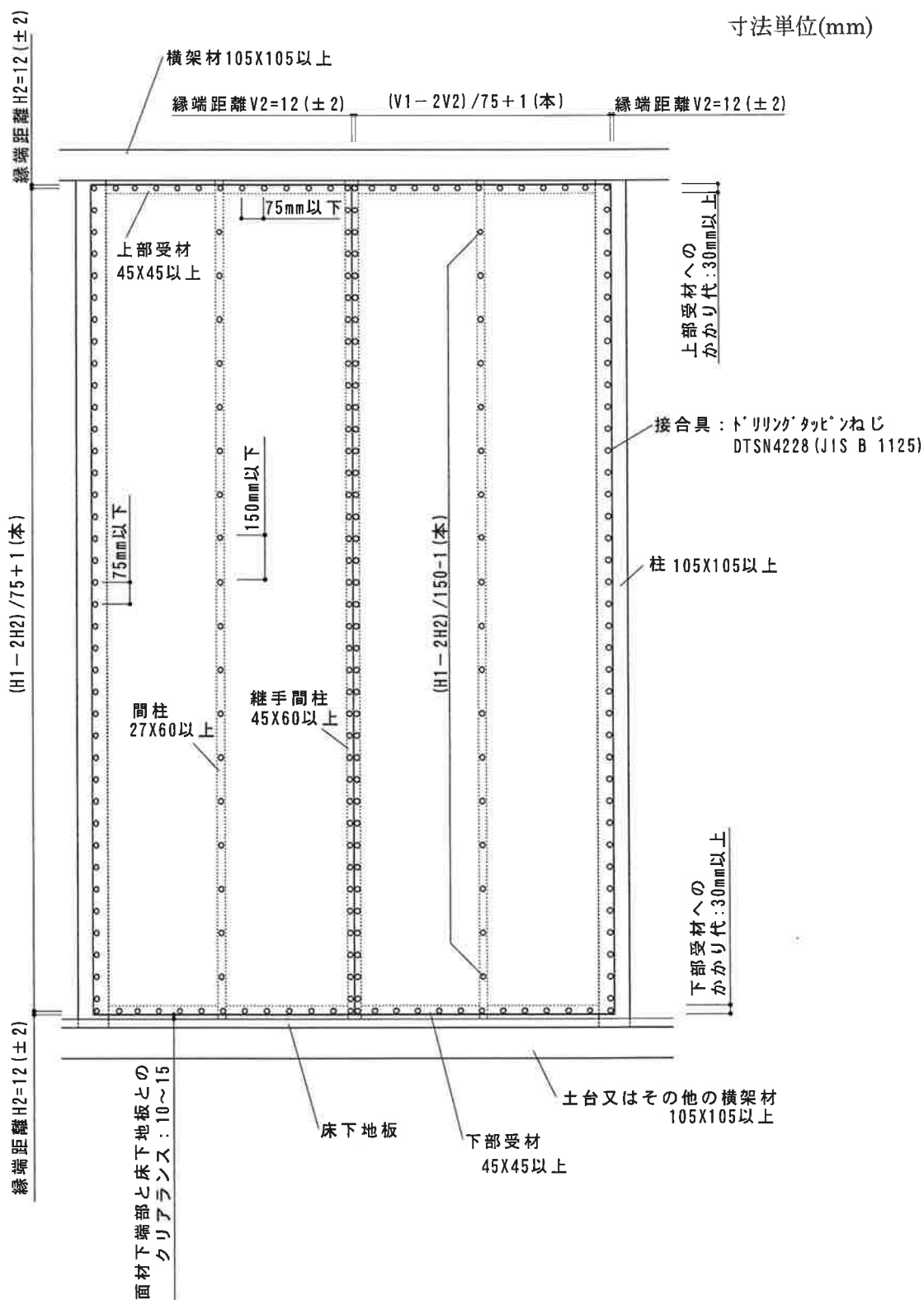


図 2-4 ねじの留め付け本数の規定図